

副

別記様式第2号(第3条関係)

太枠内を記入

①自動車保管場所届出書 (新規・変更)			②自動車の区分		登録・ 軽
③車名	④型式	⑤車台番号	⑥自動車の大きさ		
ダイハツ	KEKEI-2018	KENKEI-123456	長さ	339	センチメートル
			幅	147	センチメートル
			高さ	199	センチメートル
⑦自動車の使用の本拠の位置	福島市〇〇1丁目1-1				
⑧自動車の保管場所の位置	福島市〇〇1丁目1-2 (変更前)				
⑨※保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。					
福島 警察署長 殿			〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
提出先の警察署名を記載 (駐車場所を管轄する警察署)			〒 (123 - 4567)		
			住所 福島市〇〇1丁目1-1		
			⑩届出者 (123) 456 局 7899 番		
			フリガナ フクシマ タロウ		
			氏名 福島 太郎		

(軽自動車の届出・自動車の保管場所の位置変更用)

備考 1 本様式第2号第3条第1項及び別記様式第2号の規定による届出にあっては「新規」の文字を、本様式第3号第1項及び別記様式第8項において準用する場合を含む。)の規定に

①～⑭の項目に関する説明は別紙「記載要領」を確認願います。

- 2 出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合に、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入する。但し、同一住所に同一の自動車2台以上を保管する場合は、同一住所内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る番号を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

太枠内を記入

⑪申請事由		⑫保管場所種別		⑬軽自動車の所有	
<input type="checkbox"/> 新規 (初めて自動車を購入)	今までお待ちの自動車登録番号又は保管場所標章番号を記入願います。 (福島〇〇〇〇 あ〇〇-〇〇)	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有地	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (1 台) <input type="checkbox"/> 無	⑭連絡先	
<input type="checkbox"/> 増車		<input type="checkbox"/> その他			
<input checked="" type="checkbox"/> 代替 (買替え)		<input type="checkbox"/> 共有地		090-0000-0000	
<input type="checkbox"/> 変更 (住所等・保管場所)					

◎太枠内を記入してください。